

## 川崎市中小企業海外展開支援事業補助金交付要綱

(平成31年3月19日市長決裁30川経国推第100号)

### (通則)

第1条 川崎市中小企業海外展開支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、川崎市内の中小事業者等の海外展開に係る取組に要する経費に対し、補助金を交付することにより、中小事業者等の海外展開を促進し、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「中小事業者等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者並びに医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人として、別表第1に定める者

(2) 前号に掲げる企業者が主たる構成員となっている法律に基づき設立された組合及び団体

2 この要綱において「大企業」とは、前項各号のいずれかに該当する者以外の者であって事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合は除く。

### (補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）

は、川崎市内の中小事業者等が行う別表第2に規定する事業とする。

2 次のいずれかに該当するときは、補助対象にならないものとする。

(1) 交付の申請時に既に事業を終了しているもの

(2) 同一内容、同一経費で既に川崎市又は他の行政機関等の助成制度による助成を受けているもの又は採択が決定しているもの

(3) 上記各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

3 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる経費のほか、市長が必要かつ相当と認めるものとする。

4 補助対象事業は、第8条に規定する補助金の交付決定を行った年度に属する3月31日までに実施するものとする。

5 事業の着手時期は、交付決定を行った日以降でなければならない。ただし、事業の性質上やむを得ない理由があると市長が特に認める場合はこの限

りでない。

(補助対象者)

第5条 この要綱に定める補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等及び別表第3に掲げる施設等に入居している中小事業者等
- (2) 市民税を滞納していない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
  - ア 当該企業の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業が単独で所有している者、または出資している者
  - イ 当該企業の発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、複数の大企業が所有している者
- (4) 代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

(補助率及び補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、別表第2に定めるところにより、予算の範囲内において交付するものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下、「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式。以下、「申請書」という。）、補助事業計画書（第2号様式）、誓約書（第3号様式）のほか別表第2に掲げる申請書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書は、別に指定する日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

(変更・中止の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下、「補助事業」という。）について、その内容を変更し、または中止しようとする場合は、速やかに事業計画変更（中止）承認申請書（第5号様式。以下、「変更（中止）申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更・中止)

第10条 市長は、前条の変更（中止）申請書の提出があった場合において、補助金変更又は中止の決定をしたときは、事業計画変更（中止）承認通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに事業実績報告書（第7号様式。以下、「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第8号様式）
- (2) 支払いを証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出を受けた後、速やかにその内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金額を確定し、交付確定通知書（第9号様式。以下、「確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条の確定通知書を受理した後、速やかに市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付を受けるまでに第4条、第5条に定める要件を欠くことに

なったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、もしくは命令に違反したとき。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管しておかなければならない。

(実施状況の調査等)

第16条 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、書面の提出を求め、又は現地調査等により、補助事業に係る帳簿等の関係書類の実施状況について調査を行うことができる。

(事業成果の普及)

第17条 補助事業者は、市長が補助事業の成果を普及するための事業を行うときは、これに協力するように努めなければならない。

(その他)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

	業種・組織形態	資本金	従業員
		(資本の額又は出資の総額)	常勤
資本 金・ 従 業 員 規 模 の 一 方 が 右 記 以 下 の 場 合 対 象  (個 人 事 業 主 を 含 む)	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業	5,000万円	100人
	小売業	5,000万円	50人
	その他の業種(上記以外)	3億円	300人
組 合	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、 商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 等		
の 法 人 の 他	医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人 特定非営利活動法人(注)		

注 資本金・従業員規模の一方がその他の業種に記載の数値以下のもの。

別表第2（第4条、第6条、第7条関係）

対象事業	海外への販路開拓や拠点設立に向けた事前調査
補助率	2分の1以内
限度額	10万円
対象経費	調査委託費、通訳料、航空費（対象経費への算入額は10万円以内）、 外国語による印刷物等の製作費
申請書類	(1) 補助金交付申請書（第1号様式） (2) 補助事業計画書（第2号様式） (3) 誓約書（第3号様式） (4) 市民税納税証明書 (5) 会社案内 (6) 製品・技術等案内 (7) その他市長が必要と認める書類

対象事業	海外で開催される展示会等への出展
補助率	2分の1以内
限度額	20万円 ただし、次に該当する申請者の取組は重点事業として30万円 (1) 「川崎ものづくりブランド」認定製品・技術を有する企業 (2) 「低CO2川崎ブランド」認定製品・技術等を有する企業 (3) 「かわさき基準（K I S）」認証製品を有する企業 (4) 「かわさき名産品」認定製品を有する企業
対象経費	出展費用、通訳料、運搬費、外国語による印刷物等の製作費
申請書類	(1) 補助金交付申請書（第1号様式） (2) 補助事業計画書（第2号様式） (3) 誓約書（第3号様式） (4) 市民税納税証明書 (5) 会社案内 (6) 製品・技術等案内 (7) その他市長が必要と認める書類

対象事業	海外展開に必要となる国際認証等の取得
補助率	2分の1以内
限度額	20万円
対象経費	審査費用、認証・登録費用
申請書類	(1) 補助金交付申請書 (第1号様式) (2) 補助事業計画書 (第2号様式) (3) 誓約書 (第3号様式) (4) 市民税納税証明書 (5) 会社案内 (6) 製品・技術等案内 (7) その他市長が必要と認める書類

別表第3 (第5条関係)

対象施設等

- (1) かながわサイエンスパーク
- (2) かわさき新産業創造センター
- (3) K S P - T H I N K
- (4) 明治大学地域産学連携研究センター
- (5) K S P B i o t e c h L a b

（宛先）川崎市長

本社所在地

名称

代表者役職・氏名

印

法人番号（13桁）

川崎市中小企業海外展開支援事業補助金交付申請書

川崎市中小企業海外展開支援事業に係る補助金の交付を受けたいので、川崎市中小企業海外展開支援事業補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象事業（該当事業を1つ選択すること）

対象事業	チェック
(1) 海外への販路開拓や拠点設立に向けた事前調査	
(2) 海外で開催される展示会等への出展	
(3) 海外展開に必要となる国際認証等の取得	

2 提出書類

補助事業計画書（第2号様式）

誓約書（第3号様式）

市民税納税証明書

会社案内（会社の経歴書等）

製品・技術等の案内（パンフレット等）

その他対象事業ごとの必要書類

3 補助対象経費・補助申請額

補助対象経費	円（消費税別）
補助申請額	円

4 連絡担当者

氏名	
所属・職名	
電話番号	
メールアドレス	



事業概要

対象事業 (対象事業に○を記入)	(1) 海外への販路開拓や拠点設立に向けた事前調査	
	(2) 海外で開催される展示会等への出展	
	(3) 海外展開に必要となる国際認証等の取得	
事業名		
対象国・地域		
実施期間		
〔(2)展示会等への出展の場合のみ〕 交付決定前に事業に着手する 場合はその理由		
事業概要（経緯・目的等）		
期待される効果（成果目標）		
スケジュール（訪問先等）		

事業収支予算

(単位：円)

収入	支出（補助対象経費のみ※）
川崎市補助金 円	円
自主財源 円	円
円	円
円	円
円	円

※支出項目には補助対象経費のみ記載し、全ての項目に証拠書類を添付すること。

誓約書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名

印

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、下記「役員等名簿」により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

〔役員等名簿〕

役職	氏名（フリガナ）	性別	住所	生年月日

（注1）氏名には、フリガナを付して下さい。

（注2）当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

指 令 書

川崎市指令 第 号

本社所在地  
名 称  
代表者役職・氏名 様

年 月 日付けで申請のあった川崎市中小企業海外展開支援事業補助金については、川崎市中小企業海外展開支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次の条件を付けて交付を決定します。

年 月 日

川崎市長 名

- 1 対象事業名：
- 2 交付決定金額： 円
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
  - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付を受けるまでに第4条、第5条に定める要件を欠くことになったとき。
  - (4) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、もしくは命令に違反したとき。
- 4 補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに関係書類を添えた事業実績報告書を提出すること。
- 5 市長が補助事業の成果を普及するための事業等を行うときは、これに協力するように努めること。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）川崎市長

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名

印

年度 川崎市中小企業海外展開支援事業補助金に係る事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり事業計画の内容を変更（中止）したいので、川崎市中小企業海外展開支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

1 変更（中止）理由

2 変更内容

指 令 書

川崎市指令 第 号

本社所在地  
名 称  
代表者役職・氏名 様

年 月 日付けで申請のあった川崎市中小企業海外展開支援事業補助金に係る事業計画の変更（中止）については、川崎市中小企業海外展開支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、内容審査の結果、次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市長 名

- 1 対象事業名：
- 2 変更の内容：
- 3 承認後の補助対象経費： 円
- 4 承認後の交付決定金額： 円
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
  - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付を受けるまでに第4条、第5条に定める要件を欠くことになったとき。
  - (4) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、もしくは命令に違反したとき。
- 6 補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに関係書類を添えた事業実績報告書を提出すること。

(注) 中止の場合には、5、6を除いて令達します。

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）川崎市長

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名

印

年度 に係る事業実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、補助事業（補助金の交付決定に係る会計年度）が完了しましたので、川崎市中小企業海外展開支援事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

添付資料

- （1） 事業報告書（第8号様式）
- （2） 支払を証する書類の写し
- （3） その他市長が必要と認めるもの

第8号様式（第11条関係）

事業報告書

事業実績

対象事業 (対象事業に○を記入)	(1) 海外への販路開拓や拠点設立に向けた事前調査	
	(2) 海外で開催される展示会等への出展	
	(3) 海外展開に必要となる国際認証等の取得	
事業名		
実施期間		
実施場所		
実施内容		
事業成果 ※当初見込んでいた効果と比べた成果等		
ビジネスマッチング件数 (1)(2)の場合のみ)	商談件数	件
	継続案件件数	件
	成約件数	件

事業収支決算

(単位：円)

収入	支出（補助対象経費のみ）
川崎市補助金 円	円
自主財源 円	円
円	円
円	円
円	円

※支払証拠書類（請求書及び領収書のコピー等）、その他、市長が必要と認める書類を添付してください。

※書ききれない場合には改行し枠を広げて記入してください。

第9号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名 様

川崎市長 名

年度 川崎市中小企業海外展開支援事業補助金の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告がありました川崎市中小企業海外展開支援事業補助金について、川崎市中小企業海外展開支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

1 交付決定年月日： 年 月 日

2 交付決定通知番号：川崎市指令 第 号

3 対象事業名：

4 交付決定額： 円

5 確定額： 円